

○多賀城市水道事業給水条例施行規程

昭和56年3月24日  
水道事業所規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第3条―第7条）
- 第3章 給水（第8条―第16条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第17条―第23条）
- 第5章 管理（第24条）
- 第6章 貯水槽水道（第25条）
- 第7章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、多賀城市水道事業給水条例（昭和55年多賀城市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専用給水装置の用途）

第2条 条例第4条第1号に規定する専用給水装置の用途の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 次の各号に属さないもの
- (2) 湯屋用 宮城県知事が指定する公衆浴場入浴料金統制額の適用を受けるもの
- (3) プール用 公営、学校及び私設用プールに使用するもの
- (4) 臨時用 工事用、仮設現場事務所用その他の一時的な目的のために使用するもの

（一部改正〔平成4年水道事業所規程1号〕）

第2章 給水装置の工事及び費用

（工事の申込み）

第3条 条例第6条第1項に規定する工事申込者は、給水装置工事申込書（様式第1号）に加入金及び手数料を添え、管理者に申込まなければならない。ただし、共用給水装置については、次の各号に掲げる場合に限る。

- (1) 専用給水装置を設置することができない者
- (2) 地形等により専用給水装置を設置することが困難な場合
- (3) その他管理者が必要と認めた場合

2 前項の申込みをした後、その内容を変更し、又は工事の取消しをしようとするときは、直ちに給水装置工事設計変更申込書（様式第2号）又は給水装置工事申込取消届（様式第3号）により管理者に届出なければならない。

3 第1項の工事のうち市が施行する工事については、工事費概算額納入の請求を受けた日から10日を経過しても納入しないときは、その工事の申込みを取消したものとみなす。

（一部改正〔平成8年水道事業所規程6号・10年水道部規程3号・18年7号〕）

（工事の施工及び検査）

第3条の2 条例第9条第1項及び第2項の規定により工事を施行したときは、竣工後直ちに給水装置工事竣工届（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市の検査の結果不合格となったときは、工事施工者は、指示された事項を手直し後、直ちに給水装置工事再検査申込書（様式第5号）を提出して再検査を受けなければならない。

（追加〔平成8年水道事業所規程6号〕、一部改正〔平成10年水道部規程3号・18年7号〕）

（利害関係人の同意書等の提出）

第4条 条例第6条第2項に規定する管理者が認めたときとは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 家屋の所有者でないとき。
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (3) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき。

（一部改正〔平成18年水道規程7号〕）

（給水管及び給水用具の指定）

第5条 条例第10条第1項の規定による指定及び同条第2項の規定による指示に

については、別に管理者が定める。

(全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成18年水道規程7号〕)

(メーターの設置位置)

第5条の2 条例第16条第2項の規定によるメーターの位置は、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であつて当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(追加〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成18年水道規程7号〕)

(工事費の算出方法)

第6条 条例第11条に規定する工事費の算出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に別に管理者が定める単価を乗じて算出する。
- (2) 労力費は、別に管理者が定める職種別賃金日額に所要の日数を乗じて算出する。
- (3) 道路復旧費は、道路管理者等が定めた復旧条件に基づき、別に管理者が定める。
- (4) 間接経費は、運搬費、損料及び事務費とし、別に管理者が定める割合を乗じて得た金額とする。
- (5) その他特に必要とする費用は、別に管理者が定める。

(全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成18年水道規程7号〕)

(工事費の予納)

第7条 条例第12条に規定する管理者が認めた工事とは、修繕工事その他これに類する工事をいう。

(一部改正〔平成10年水道部規程3号・18年7号〕)

### 第3章 給水

(給水の申込み)

第8条 条例第15条に規定する申込みとは、給水装置使用開始届(様式第6号)により申込みすることをいう。

(一部改正〔平成8年水道事業所規程6号・10年水道部規程3号・13年水道規程2号〕)

(メーターの損害弁償)

第9条 管理者は、条例第19条第3項の規定によりメーターの損害を弁償させようとするときは、残存価格を考慮して損害額を定めるものとする。

(全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成18年水道規程7号〕)

(代理人の選定及び変更の届出)

第10条 条例第17条の規定により代理人を選定したときは、給水装置の所有者は直ちに代理人選定届(様式第7号)を提出しなければならない。代理人又はその住所に変更のあつたときも同様とする。

(一部改正〔平成8年水道事業所規程6号〕)

(管理人の選定の届出)

第11条 条例第18条の規定により管理人を選定したときは、給水装置の所有者は直ちに管理人選定届(様式第8号)を提出しなければならない。

(一部改正〔平成8年水道事業所規程6号・10年水道部規程3号〕)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第12条 条例第20条に規定する届出は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 水道の使用をやめるときは、給水装置使用中止届(様式第9号)
- (2) 用途を変更するとき、用途変更届(様式第10号)
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき、消火栓・消火水槽使用届(様式第11号)

- (4) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があつたときは、給水装置利用者変更届（様式第12号）
- (5) 給水装置の所有者に変更があつたときは、給水装置所有者変更届（様式第13号）
- (6) 公共の消火用として水道を利用したときは、消火用水道利用報告書（様式第14号）
- (7) 管理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたときは、管理人変更届（様式第8号）  
（一部改正〔平成8年水道事業所規程6号〕）

（給水装置の修繕）

第13条 条例第22条第2項に規定する給水装置の修繕に要した費用は、別に管理者が定めるところにより算出して徴収する。

- 2 市が施行した工事で竣工後1年以内にその給水装置が損傷したときは、市の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は利用者の故意過失による場合は、この限りでない。
- 3 前項の修繕に要する費用について、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事の修繕については、当該指定給水装置工事事業者の費用をもって修繕する。  
（一部改正〔平成10年水道部規程3号、18年7号〕）

（給水装置及び水質の検査）

第14条 管理者は、条例第23条第1項に規定する検査についてその必要がないと認める理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

- 2 条例第23条第2項に規定する特別の費用を要したときとは、次の各号に掲げる場合をいう。
  - (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能、漏水についての通常検査以外の検査を行うとき。
  - (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料適否に関する以外の検査を行うとき。  
（一部改正〔平成18年水道規程7号〕）

（給水装置の臨時使用）

第15条 条例第24条に規定する非常災害、その他公益上管理者が必要があると認めたとときは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 地震等により給、配水管が著しく損傷を受け、その復旧に時間を要するとき。
- (2) 漏水及び故障等で、早急に復旧することが、困難なとき。

（受水槽以下設備の取扱い）

第16条 受水槽式給水による配管設備（以下「用水設備」という。）の取扱いについては、別に管理者が定める。

（一部改正〔平成10年水道部規程3号、18年7号〕）

#### 第4章 料金、加入金及び手数料

（給水管の口径）

第17条 条例における「給水管の口径」とは、メーター上流側直前の給水管の口径をいう。ただし、条例第35条に定める別表第4に規定する「口径」とは、工事に使用する給水管の呼び径のうち最も大きい呼び径をいう。

（料金算定の基準日）

第18条 条例第28条に規定するあらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）とは、月の初めから15日までをいう。

（一部改正〔平成18年水道規程7号〕）

（過誤納による料金の精算）

第19条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌月分以降の料金において精算することができる。

（集合住宅等の料金適用基準）

第20条 集合住宅等において、1個のメーターにより計量する場合の料金は、現に使用している各戸にそれぞれ口径13ミリメートルの給水管が設置されたものとみなし、かつ、各戸の使用水量は均等とみなして算定することができる。

- 2 前項の規定の適用を受けるものは、一つの建築物内に二戸以上の住宅を有する集合住宅等であつて、各戸の水道利用者がもつばら家事の用に使用する場で、その利用者の申請に基づき管理者の承認を得たものとする。

（一部改正〔平成18年水道規程7号〕）

（集合住宅等の各戸計量徴収の適用）

第21条 管理者は、用水設備を有する集合住宅等が次の各号に掲げる条件に適合していると認められた場合において、当該集合住宅等の所有者（集合住宅等が中高層分譲共同住宅である場合にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体の代表又は管理者）から申出があつたときは、各戸ごとに使用水量の計量及び料金の徴収を行うことができる。

(1) 使用戸数が6戸以上で、地上3階以上の建物であること。

(2) 用水設備の用途が主として家事用に供するものであること。

(3) 集合住宅等の構造、用水設備の構造及び材質その他各戸ごとに使用水量の計量及び料金の徴収を行うために必要な設備が管理者が定める基準に適合していること。

(4) その他管理者が必要と認める条件に適合していること。

（全部改正〔平成5年水道事業所規程3号〕、一部改正〔平成10年水道部規程3号・18年7号〕）

（使用水量及び用途の認定）

第22条 条例第29条第1項第3号に規定する使用水量が不明のときとは、メーターの故障その他の理由で料金算定の基礎となる水量が不明の場合をいう。

2 条例第29条第1項第1号及び第3号に規定する使用水量の認定の方法は、前3カ月間における使用水量、その他の事実を参酌して行う。

3 条例第29条第1項第2号に規定する用途の認定は、その料率の高い方をもつて認定する。

（一部改正〔平成10年水道部規程3号〕）

（料金等の納入期限）

第23条 料金、その他の納付金の納入期限は、納入通知書を発した日から10日以内とする。

#### 第5章 管理

（停水処分の方法）

第24条 条例第39条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓又は仕切弁の閉鎖、メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによつて行う。

（一部改正〔平成10年水道部規程3号〕）

#### 第6章 貯水槽水道

（追加〔平成14年水道規程7号〕）

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第25条 条例第42条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理の状況に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

（追加〔平成14年水道規程7号〕、一部改正〔平成16年水道規程1号〕）

#### 第7章 補則

（一部改正〔平成14年水道規程7号〕）

（委任）

第26条 この規程で規定されているもののほか必要な事項は、別に管理者が定める。

（一部改正〔平成18年水道規程7号〕）

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 4 年 3 月 21 日水道事業所規程第 1 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 5 年 6 月 30 日水道事業所規程第 3 号）

この規程は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 8 年 3 月 15 日水道事業所規程第 6 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行の際、この規程による改正前の多賀城市水道事業給水条例施行規程の規定に基づき作成された様式の様式用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えたうえ、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日水道部規程第 3 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正前の多賀城市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの規程による改正後の多賀城市水道事業給水条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 14 年 12 月 26 日水道規程第 7 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 8 日水道規程第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 2 号の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日水道規程第 7 号）

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。（以下略）

附 則（平成 20 年 2 月 27 日上水道規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

給水装置工事申込書

設置場所 多賀城市  
 フリガナ  
 工事申込者  
 給水装置の種類 専用給水装置 共用給水装置  
 工事種別 新設 改造 修繕 撤去  
 工期 着工 年 月 日 竣工 年 月 日

利害関係人の同意

|     |            |    |    |    |
|-----|------------|----|----|----|
| 所有者 | 家屋         | 住氏 | 所名 | 印  |
|     | 土地         | 住氏 | 所名 | 印  |
|     |            | 住氏 | 所名 | 印  |
|     | 給水管<br>配水管 | 分岐 | 住氏 | 所名 |

委任

|      |   |
|------|---|
| 委任事項 | ① 給水装置工事の申込みから竣工までの手続及び施行に関する一切<br>② 手数料及び水道加入金等の納入に関する一切 |
| 委任者  | 住氏 所名 印   |
| 受任者  | 住氏 所名 印   |

上記のとおり給水装置工事を施行したいので、規定の手数料及び水道加入金等を添えて申込みます。

年 月 日  
 多賀城市水道事業管理者殿  
 受任者 住所  
 （指定給水装置工事事業者） 氏名 印  
 給水装置工事主任技術者  
 免状交付番号 第 号 氏名 印

| 手数料     |        | 水道加入金   |          | 水資源開発負担金      |         |
|---------|--------|---------|----------|---------------|---------|
| 種別      |        | mm      | 個 ~ mm 個 |               |         |
| 設計審査    | 円      |         |          |               |         |
| 工事検査    | 円      |         | (消費税 円)  |               | (消費税 円) |
| 合計      | 円      |         | 合計 円     |               | 合計 円    |
| せん孔材料代  |        | せん孔料    |          | 調定<br>番号<br>号 | 受<br>付  |
| 管種      | ・      | 口       | mm 個     |               |         |
| 口径      | × mm 個 | 径       | mm 個     |               |         |
|         | × mm 個 |         | mm 個     |               |         |
| (消費税 円) |        | (消費税 円) |          |               |         |
| 合計 円    |        | 合計 円    |          |               |         |

様式第2号（第3条関係）

給水装置工事設計変更申込書

設置場所 多賀城市  
 フリガナ  
 工事申込者  
 給水装置の種類 専用給水装置 共用給水装置  
 工事申込年月日 年 月 日  
 工事種別 新設 改造 修繕 撤去  
 変更内容

上記のとおり設計を変更したいので、手数料等を添えて申込みます。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

委任者

住所

氏名

㊟

受任者

住所

（指定給水装置工事事業者）

氏名

㊟

給水装置工事主任技術者

免状交付番号 第

号

氏名

㊟

| 設計変更<br>審査手数料       | 円         |           | 収番      | 受号     | 第 号 |
|---------------------|-----------|-----------|---------|--------|-----|
|                     | 当 初       | 変 更       | 過 不 足 額 | 金 額    |     |
| 水道加入金<br>（消費税込み）    | mm 個<br>円 | mm 個<br>円 |         |        | 受 付 |
| 水資源開発負担金<br>（消費税込み） | ・<br>円    | ・<br>円    | ・<br>円  | ・<br>円 |     |
| せん孔材料代<br>（消費税込み）   | 円         | 円         | 円       | 円      |     |
| せん孔料<br>（消費税込み）     | 円         | 円         | 円       | 円      |     |
| 合 計                 | 円         | 円         | 円       | 円      |     |

様式第3号（第3条関係）

給水装置工事申込取消届

設置場所 多賀城市  
 フリガナ  
 工事申込者  
 給水装置の種類 専用給水装置 共用給水装置  
 工事申込年月日 年 月 日  
 工事種別 新設 改造 修繕 撤去  
 取消事由

上記の事由により申込みを取消したいのでお届けします。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

委任者

住所

氏名

㊞

受任者

住所

（指定給水装置工事事業者）

氏名

㊞

給水装置工事主任技術者

免状交付番号 第

号

氏名

㊞

|   |          |   |      |
|---|----------|---|------|
| 還 | 工事検査手数料  | 円 | 収受番号 |
|   |          |   | 号    |
| 付 | 水道加入金    | 円 | 受付   |
|   | 水資源開発負担金 | 円 |      |
|   | せん孔材料代   | 円 |      |
|   | せん孔料     | 円 |      |
| 金 | 合計       | 円 |      |



様式第4号（第3条の2関係）

給水装置工事竣工届

設置場所 多賀城市  
フリガナ  
工事申込者  
給水装置の種類 専用給水装置 共用給水装置  
工事申込年月日 年 月 日  
工事種別 新設 改造 修繕 撤去  
竣工年月日 年 月 日

上記のとおり竣工したのでお届けします。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

委任者

住所

氏名

㊞

受任者

住所

氏名

㊞

（指定給水装置工事事業者）

給水装置工事主任技術者

免状交付番号 第

号

氏名

㊞

|      |   |  |
|------|---|--|
| 収受番号 | 受 |  |
| 第 号  | 付 |  |

様式第5号（第3条の2関係）

給水装置工事再検査申込書

設置場所 多賀城市  
 フリガナ  
 工事申込者  
 給水装置の種類 専用給水装置 共用給水装置  
 工事申込年月日 年 月 日  
 工事種別 新設 改造 修繕 撤去  
 前回検査年月日 年 月 日  
 指示事項 テスト不良・深度不良・保温不良・未工事  
 復旧不良・準備不良・その他（ ）

上記について指示事項を手直したいので、手数料を添えて再検査を申込みます。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

受任者

住所

(指定給水装置工事事業者)

氏名

㊞

給水装置工事主任技術者

免状交付番号 第

号

氏名

㊞

| 種別 | 工事再検査手数料 | 収受番号 |  |  |
|----|----------|------|--|--|
|    | 円        | 第 号  |  |  |

様式第6号（第8条関係）

給水装置使用開始届

|     |       |
|-----|-------|
| 届出日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

多賀城市水道事業管理者殿

（電話・来庁・その他）

|            |        |                    |
|------------|--------|--------------------|
| 新<br>設     | 使用者番号  |                    |
|            | メーター番号 |                    |
| 現場開栓日      |        | 開始指針               |
| 月 日（午前・午後） |        | （ m <sup>3</sup> ） |

太枠の中をご記入ください。

|                          |                 |   |
|--------------------------|-----------------|---|
| 使用開始日                    | 年 月 日           |   |
| 水を使用する<br>場<br>所<br>(住所) | 多賀城市 字 丁目 番 号   |   |
|                          | アパート名等 号        |   |
| フリガナ                     |                 |   |
| 使用者名                     |                 |   |
| 電話番号                     | - -             | - -   |
| 日中連絡先                    | 勤務先<br>実家等      | 電話 - -  |
| 郵<br>送<br>先              | 請求書郵送先          | 1. 水を使用している場所 2. 別な場所（郵送先住所を次の欄に記入してください）                                     |
|                          | 住所              | 〒 -   |
|                          | あて先             | 電話 - -  |
| 届<br>出<br>者              | 使用者との<br>関<br>係 | 1. 本人 2. 家族 3. 大家 4. 不動産業者 5. 指定給水装置工事事業者<br>6. 同居人 7. 法人関係者（会社社員等） 8. その他（ ） |
|                          | 届出者名            | 電話 - -  |
| 仲介不動産業者                  | 電話 - -          |   |

様式第7号（第10条関係）

代理人 選 定 届  
変 更

給水装置場所 多賀城市  
給水装置種類 専用給水装置 共用給水装置

うえの給水装置に関する一切の事項を処理させるため私の代理人を<sup>選定</sup>したのでお届けし  
変更  
ます。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

|         |     |   |
|---------|-----|---|
| 給水装置所有者 | 住 所 |   |
|         | 氏 名 | ㊞ |
| 新 代 理 人 | 住 所 |   |
|         | 氏 名 | ㊞ |
| 旧 代 理 人 | 住 所 |   |
|         | 氏 名 | ㊞ |

様式第8号（第11条、第12条関係）

管 理 人 選 定 届  
変 更

給 水 装 置 場 所 多 賀 城 市  
給 水 装 置 共 有 共 用

管理人住所氏名

新管理人 住 所  
氏 名

㊟

旧管理人 住 所  
氏 名

㊟

うえの給水装置について管理人を<sup>選定</sup>したので連署のうえお届けします。  
変更

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

給水装置共有者又は共用者住所氏名

住 所  
氏 名

㊟

住 所  
氏 名

㊟

住 所  
氏 名

㊟

様式第9号（第12条関係）

|                                      |                              |          |  |
|--------------------------------------|------------------------------|----------|--|
| 給水装置使用中止届 届出日 年 月 日                  |                              | 整理<br>番号 |  |
| 多賀城市水道事業管理者殿                         |                              |          |  |
| 水を使って _____<br><br>いた場所<br><br>使用者氏名 | 届出者住所                        |          |  |
|                                      | 届出者氏名                        |          |  |
|                                      | 使用者との続柄（本人・家族・大家・不動産業者・<br>） |          |  |

受付方法 1. 電話 2. 来庁 3. その他

精算日 年 月 日 ( 午前 ・ 午後 )

1. 現金精算 ( / 午前・午後 時 分まで見込)  
 2. 郵送 3. 口座 4. その他

処理日 年 月 日 開栓 ( 済 ・ 未 )

転居先 〒 -

|        |       |  |
|--------|-------|--|
| 住所     | 今回指針分 | 未納 無・有 月                                 |
|        | 前回指針  |  |
| アパート名等 | 差引水量  | 1. バルブ止<br>2. 止水栓止<br>3. 水抜栓止<br>4. プラグ止 |
| 電話 - - | 前月水量  | 5. メーター取外                                |

様式第10号（第12条関係）

用 途 変 更 届

給 水 装 置 場 所 多賀城市

給 水 の 用 途

|   |     |     |      |
|---|-----|-----|------|
| 新 | 一般用 | 湯屋用 | プール用 |
| 旧 | 一般用 | 湯屋用 | プール用 |

うえの給水の用途を変更したいのでお届けします。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

給水装置使用者

住 所

氏 名

印

様式第11号（第12条関係）

消火栓・防火水槽使用届

消火栓・防火水槽所在地 多賀城市

消火栓・防火水槽番号 第 号

使用日時 年 月 日  
自 時 分  
至 時 分  
(使用時間 分間)

上記の消火栓・防火水槽を、消防演習のために使用したいのでお届けします。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

申込者 住 所

フリガナ  
氏 名

㊞

|      |  |            |     |
|------|--|------------|-----|
| 立会者印 |  | 水道料金       | 受 付 |
| 調定者印 |  | (消費税)<br>円 |     |



様式第12号（第12条関係）

給水装置使用者変更届

|     |       |
|-----|-------|
| 届出日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

多賀城市水道事業管理者 殿

(電話・来庁・その他 )

太枠の中をご記入ください。

|                  |                  |   |             |
|------------------|------------------|---|-------------|
| 変 更 年 月 日        |                  | 年 月 日から   |             |
| 変<br>更<br>内<br>容 | 水を使用する場所<br>(住所) | 多賀城市  | 字<br>丁目 番 号 |
|                  |                  | アパート名等  | 号           |
|                  | フリガナ             |   |             |
|                  | 新使用者名            |   | 電話 - -      |
|                  | 旧使用者名            |   | 電話 - -      |
|                  | 日中連絡先            | 勤務先<br>実家等  | 電話 - -      |
|                  | 変更理由             | 1. 世帯主の変更 2. 居住者の変更 3. 旧使用者の死亡 4. 会社組織等の変更<br>5. 名字の変更 6. その他 ( )               |             |
| 郵<br>送<br>先      | 請求書郵送先           | 1. 水を使用している場所 2. 別な場所 (郵送先住所を次の欄に記入してください)                                      |             |
|                  | 住 所              | 〒 -   |             |
|                  | あ て 先            |   | 電話 - -      |
| 届<br>出<br>者      | 使用者との関係          | 1. 本人 2. 家族 3. 大家 4. 不動産業者 5. 指定給水装置工事事業者<br>6. 同居人 7. 法人関係者 (会社社員等) 8. その他 ( ) |             |
|                  | 届 出 者 名          |   | 電話 - -      |

給水装置使用者変更届  
(給水契約者変更届)

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

届出人 住所  
氏名 印  
電話番号 ( )

給水装置の使用者変更について、下記のとおり届出ます。

記

|                        |   |       |             |    |
|------------------------|---|-------|-------------|----|
| 給水装置場所                 | 多賀城市  | 字     | 番           | 号  |
|                        | アパート名   | 丁目    | 番           | 号  |
| フリガナ<br>新使用者氏名         | TEL -   |       |             |    |
| 旧使用者氏名                 | TEL -   |       |             |    |
| 変更年月日                  | 年 月 日より   |       |             |    |
| 変更理由                   |   |       |             |    |
| ※1 郵送先                 | 〒 -   | TEL - |             |    |
| ※2 連絡先                 | TEL -   |       |             |    |
| 届出人の関係                 | 1 本人 2 大家 3 不動産業者 4 指定給水装置工事<br>事業者 5 家族 6 同居人 7 法人関係者<br>8 その他 ( ) |       |             |    |
| 処 理 欄 (この欄は記入しないで下さい。) |   |       |             |    |
| 使用者番号                  | -   |       |             | 備考 |
| メーター番号                 |   | 収 区   |             |    |
| 料金開始月<br>年 月分          | 受<br>付<br>者   |       | 入<br>力<br>者 |    |

記入上の注意

- ※1 印欄 (郵送先) については、使用場所と異なる場合のみ記載して下さい。
- ※2 印欄 (連絡先) については、会社・実家など、使用場所以外の連絡先を必ず記載して下さい。
- 使用者が法人の場合は、代表者名も記載して下さい。

様式第13号（第12条関係）

給水装置所有者変更届

設置場所 多賀城市  
給水装置の種類 専用給水装置 共用給水装置

上記の給水装置の所有者を変更したので、多賀城市水道事業給水条例第20条第2項第2号の規定により連署のうえお届けします。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

新所有者 住 所

フリガナ

氏 名

㊞

旧所有者 住 所

フリガナ

氏 名

㊞

| メーター口径 | メーター番号 | 処 理 欄 | 受 付 |
|--------|--------|-------|-----|
| mm     | —      |       |     |
| mm     | —      | 検針台帳  |     |
| mm     | —      |       |     |
| mm     | —      | 量水器台帳 |     |
| mm     | —      |       |     |
| Mm     | —      | 給水台帳  |     |

様式第14号（第12条関係）

消火用水道使用報告書

給水装置場所 多賀城市

給水使用者名

使用日時 年 月 日  
午前・午後 時 分から  
午前・午後 時 分まで 分間

使用事由

うえの事由により消火用として水道を使用したもので報告します。

年 月 日

多賀城市水道事業管理者殿

使用者 住所  
氏名

㊞

| 立合者印 | 調定者印 | 口径 | 水道料金     |
|------|------|----|----------|
|      |      |    | ( )<br>円 |

- 様式第1号（第3条関係）  
（全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第2号（第3条関係）  
（全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第3号（第3条関係）  
（全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第4号（第3条の2関係）  
（全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第5号（第3条の2関係）  
（全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第6号（第8条関係）  
（全部改正〔平成13年水道規程2号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第7号（第10条関係）  
（全部改正〔平成8年水道事業所規程6号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第8号（第11条、第12条関係）  
（全部改正〔平成8年水道事業所規程6号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第9号（第12条関係）  
（全部改正〔平成13年水道規程2号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第10号（第12条関係）  
（全部改正〔平成8年水道事業所規程6号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第11号（第12条関係）  
（全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第12号（第12条関係）  
（全部改正〔平成8年水道事業所規程6号〕、一部改正〔平成10年水道部規程3号・13年水道規程2号・20年上水道規程1号〕）
- 様式第13号（第12条関係）  
（全部改正〔平成10年水道部規程3号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）
- 様式第14号（第12条関係）  
（全部改正〔平成8年水道事業所規程6号〕、一部改正〔平成20年上水道規程1号〕）